



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課） 1
- 沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（行政管理課） 2
- 沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員厚生課） 3
- 沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則（市町村課） 4

告 示

- 自然公園の公園事業の決定（自然保護・緑化推進課） 5
- 肥料の登録（営農支援課） 5
- 肥料の登録の失効（営農支援課） 5
- 民有保安林の指定の解除の予定・2件（森林管理課） 5
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） 6

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（国際物流商業課） 6
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・5件（都市計画・モノレール課） 6
- 知事が施行者になった都市計画事業の施行についての周知・3件（都市計画・モノレール課） 7
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 8

訓 令

- 沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課） 8
- 沖縄県標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令（人事課） 9
- 沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令（人事課） 10

人事委員会事項

- 平成28年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則 13
- 沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 14
- 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則 15
- 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則 15
- 職員の退職管理に関する実施規程 17
- 沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令 21
- 沖縄県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令 21

規 則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第14号

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成26年4月1日及び平成27年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する

規則（平成26年人事委員会規則第13号）」を「平成28年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則（平成28年沖縄県人事委員会規則第9号）」に改める。

別表第6下水道管理事務所の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第15号

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県標準的な職を定める規則（平成27年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表1の項の2中「秘書広報交流統括監」を「秘書広報統括監」に、「中部福祉保健所、南部福祉保健所」を「中部保健所、南部保健所」に改め、「及び次長」を削り、同項の3中「、交流推進監」及び「、緑化推進対策監」を削り、「企業誘致対策監」の次に「、観光施設推進監」を、「総務事務センター室長」の次に「子ども未来政策室長、消費生活センター室長及び分室長」を、「基地環境特別対策室長」の次に「、技能五輪・アビリティック準備室長」を加え、「北部福祉保健所、宮古福祉保健所、八重山福祉保健所」を「北部福祉事務所、中部福祉事務所、南部福祉事務所、宮古福祉事務所、八重山福祉事務所」に改め、「、消費生活センター」及び「、ダム事務所」を削り、「衛生環境研究所」の次に「、北部保健所、宮古保健所、八重山保健所」を加え、「、東京事務所」を削り、「福祉総括、保健総括」を「保健健康総括、生活環境総括」に改め、同項の4中「）、班長」の次に「、副所長、副場長、」を加え、同項中

6 規則第249条に規定する副主査、主任、主事、技師、医師、保健師及び看護師並びに第250条に規定する医師、歯科医師、技師、保健師、看護師、保育士、副主査、主任、主任准看護師、主事及び准看護師、沖縄県労働委員会事務局組織規則第6条に規定する副主査、主任及び主事並びに沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則第5条第1項に規定する主任の属する職制上の段階	主事
---	----

6 規則第249条に規定する副主査及び主任並びに第250条に規定する副主査、主任及び主任准看護師、沖縄県労働委員会事務局組織規則第6条に規定する副主査及び主任並びに沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則第5条第2項に規定する主任の属する職制上の段階	主任
7 規則第249条に規定する主事、技師、医師、保健師及び看護師並びに第250条に規定する医師、歯科医師、技師、保健師、看護師、保育士、主事及び准看護師、沖縄県労働委員会事務局組織規則第6条に規定する主事並びに沖縄県立博物館・美術館の管理に関する事務を執行するための組織等に関する規則第5条第1項に規定する主事及び学芸員並びに同条第2項に規定する専門員の属する職制上の段階	主事

を

に改める。

第1条の表5の項の3中

3 規則第250条に規定する主任及び技師の属する職制上の段階	技師
--------------------------------	----

を

3 規則第250条に規定する主任の属する職制上の段階	主任
----------------------------	----

4 規則第250条に規定する技師の属する職制上の段階

技師

に改める。」

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第16号**沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第162号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第2号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

第6条の2第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に改める。

第5号様式（注意事項）4中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改め、同様式（注意事項）4(1)から(6)までを次のように改める。

- (1) 厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）
- (2) 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
- (3) 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金が支給される場合を除く。）
- (4) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金
- (5) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金
- (6) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金

第5号様式の2（注意事項）2中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改め、同様式（注意事項）2(1)から(6)までを次のように改める。

- (1) 厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）
- (2) 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
- (3) 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金が支給される場合を除く。）
- (4) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金
- (5) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金
- (6) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金

第6号様式（注意事項）4中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改め、同様式（注意事項）4(1)から(6)までを次のように改める。

- (1) 厚生年金保険法による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）
- (2) 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）
- (3) 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金が支給される場合を除く。）
- (4) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金
- (5) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金
- (6) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金

第8号様式（注意事項）2中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改め、同様式（注意事項）2(1)から(6)までを次のように改める。

- (1) 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）
- (2) 遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）
- (3) 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金
- (4) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金
- (5) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金
- (6) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金

第16号様式中「障害の現状報告書」を「障害の現状報告書（障害補償年金用）」に、「所属社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

第16号様式の2中「傷病の現状報告書」を「障害の現状報告書（傷病補償年金用）」に、「所属社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

第17号様式中「所属社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

第21号様式中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第17号

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県交通方法変更記念特別事業貸付基金条例施行規則（昭和54年沖縄県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「資金」の次に「（次項に規定するものを除く。）」を加え、「8,000万円」を「1億円」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第6条第3項の規定の適用を受ける事業に要する資金の貸付額は、1合併市町村につき一会計年度2億円以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、平成28年度貸付決定分の資金から適用し、平成27年度以前の貸付決定分の資金については、なお従前の例による。

告 示**沖縄県告示第187号**

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した沖縄戦跡国定公園の公園事業の概要は、次のとおりである。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公園事業の名称 名城宿舎事業
- 2 公園事業の種類 宿舎
- 3 公園事業の事業地 沖縄県糸満市字名城

沖縄県告示第188号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		登録年月日
				氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生 第246号	肉骨粉	沖107肉 骨粉	窒素全量 8.0 りん酸全量 6.0	有限会社沖縄化 製工業	沖縄県南城市大里字大城1927番 地	平成28年3月7 日

沖縄県告示第189号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条第4号の規定により、次の肥料の登録は効力を失った。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

登録番号	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		失効年月日
			氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生 第245号	沖107肉骨 粉	窒素全量 9.9 りん酸全量 7.0	有限会社沖縄化製 工業	沖縄県南城市大里字 大城1927番地	平成28年3月7日

沖縄県告示第190号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古島市下地字嘉手苅ノボリタチ645番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備

3 解除の理由 土地改良事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第191号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 解除予定保安林の所在場所 宮古島市下地字嘉手苅ノボリタチ645番（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 解除の理由 土地改良事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第192号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成25年沖縄県告示第167号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 施行者の名称 豊見城市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・1号饒波川線

3 事業施行期間 平成25年3月15日から平成35年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分 平成25年沖縄県告示第167号の事業地のうち豊見城市字高安前原地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）宮古島商業施設 宮古島市平良字西里1282番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本アセットマーケティング株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 越塚孝之

3 法第8条第1項の規定による宮古島市の意見の概要 意見なし

4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし

5 縦覧期間 平成28年3月25日から同年4月25日まで

6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流商業課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宣

野湾市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・4号湧橋線、3・4・70号佐真下長田線及び3・5・9号佐真下中央線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 2・2・宜38号上大謝名公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宜野湾市から送付のあった那覇広域都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 佐真下土地区画整理事業
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・5・平5号大道線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 5・5・平1号カママ嶺公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画駐車場事業
 - (2) 名称 浦1てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県浦添市前田三丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・87号浦西停車場線

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

- (1) 収用の部分 沖縄県中頭郡西原町字翁長、字幸地及び字徳佐田並びに浦添市前田三丁目地内
- (2) 使用の部分 なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 1・5・1号幸地インター線

2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

- (1) 収用の部分 沖縄県中頭郡西原町字翁長及び字幸地地内
- (2) 使用の部分 なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年11月17日 沖縄県指令土第1209号、平成27年10月20日 沖縄県指令土第843号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字名護見取川原4513番ほか9筆（3工区）

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里山川町1丁目68番ファイブテラス1階 株式会社日建ハウジング 代表取締役 譲名安信

5 検査済証番号 平成28年3月16日 第4283号

6 工事完了年月日 平成28年2月29日

訓 令

沖縄県訓令第1号

知 事 部 局

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員服務規程（昭和47年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「（営利企業への従事等）」に改め、同条中「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に、「営利企業等の従事について」を「営利企業への従事等について」に、「営利企業等の従事許可申請書」を「営利企業への従事等許可申請書」に改める。

第8条第2項中「第6条の2」を「第6条の3」に改め、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第1項及び第2項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、所属長は、職員（人事課長が別に定めるものを除く。）に対し、公務の運営に支障がある場合又は支障が生ずるおそれがある場合を除き、人事課長が別に定めるところにより、次の各号に掲げるいずれかの勤務時間を割り振ることができる。

- (1) 午前7時30分から午後4時15分までの間における7時間45分
- (2) 午前8時から午後4時45分までの間における7時間45分
- (3) 午前9時から午後5時45分までの間における7時間45分
- (4) 午前9時30分から午後6時15分までの間における7時間45分

「別表中 県民生活統括監
福祉企画統括監」を「生活企画統括監
子ども福祉統括監」に、

「建築都市統括監
新石垣空港統括監」を「建築都市統括監」に改める。

第5号様式（表）中「営利企業等の従事許可申請書」を「営利企業への従事等許可申請書」に、「営利企業等の従事の許可」を「営利企業への従事等の許可」に、「営利企業等の従事許可通知書」を「営利企業への従事等許可通知書」に改め、同様式（裏）注第1項中「営利企業等に従事すること」を「営利企業に従事すること等」に改め、同様式（裏）注第2項第6号中「営利企業等に従事するため」を「営利企業への従事等のため」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項及び別表の改正規定は、平成28年3月25日から施行する。

沖縄県訓令第2号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令

沖縄県標準職務遂行能力を定める規程（平成27年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。
別表第1中6の項を7の項とし、5の項の次に次のように加える。

6 主任	1 規律・責任	県民全体の奉仕者として、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。
	3 知識・技術・技能、情報収集・活用	業務に必要な知識・技術・技能を習得するとともに、必要な情報を収集し活用することができる。
	4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
	5 企画	上司の方針に基づいて、施策を企画・立案することができる。

	6 説明・調整	担当する事案について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行うことができる。
--	---------	---

別表第5中3の項を4の項とし、2の項の次に次のように加える。

3 主任	1 規律・責任	県民全体の奉仕者として、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守することができる。
	2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築することができる。
	3 知識・技術・技能、情報収集・活用	業務に必要な知識・技術・技能を習得するとともに、必要な情報を収集し活用することができる。
	4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる。
	5 企画	上司の方針に基づいて、施策を企画・立案することができる。
	6 関係者への説明・指導	関係者と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行うことができる。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第3号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員人事評価実施規程（平成27年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第40条第1項」を「第23条の2第1項」に改める。

第4条第2項中「条件附」を「条件付」に改める。

第7条第1項中「業績評価を」の次に「受ける職員（以下「被評価者」という。）の評価を最初に」を加え、「間の評価を調整する」を「による評価結果を踏まえた上で評価を行う」に改める。

第8条第1項中「当該能力評価の結果について」を「評価の結果を」に改め、同条第2項中「当該業績評価の結果について」を削り、同条第3項第1号中「、統括監及びこれら」を「及びこれ」に改める。

第10条第2項中「について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い」を「を踏まえた上で」に、「調整（次項に規定する再調整）を「評価（次項に規定する再評価」に改め、同条第3項中「調整結果」を「評価結果」に、「再調整」を「再評価」に、「定期評価における能力評価が適当である旨の確認」を「評価結果の調整」に改め、同条第4項中「による確認」を「による調整」に、「再確認」を「再調整」に改める。

第12条第1項及び第2項中「調整」を「評価」に改める。

第18条の見出し中「、1次評価者等」を「並びに1次評価者等」に改め、同条第2項中「調整」を「評価」に改める。

第19条第1項及び第3項並びに第20条中「条件附採用期間」を「条件付採用期間」に改める。

第21条第2項中「できる限り」を削る。

第23条第1項中「条件附採用期間」を「条件付採用期間」に改める。

第27条第5項中「調整」を「評価」に改める。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

1次評価者、2次評価者及び実施権者

組織区分	被評価者	1次評価者	2次評価者	実施権者	
本 庁	公室長 部長 会計管理者 参事監 医療技監	副知事	—	総務部長	
	労働委員会事務局長				
	統括監 参事 事務局長	部長等	—		
	課長				
	広報監等 副参事 室長 分室長	課長	統括監		
	班長級の職				
出 先	主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	班長又は主幹	課長		
	東京事務所長	副知事	—	知事	
	所長（統括監級相当職）	部長等	—	総務部長	
	所長 校長 院長 館長 場長 副館長	所管課長	統括監		
	課長 副参事 総括等 分館長 分室長 支所長	所長等	所管課長		
	東京事務所副参事 企業誘致対策監	所長	—		
	総括等を置く出先機関を除く出先機関の班長級の職（これに相当する職を含む。）	所長等	所管課長		
	総括等を置く出先機関の班長級の職（これに相当する職を含む。）	総括等	特定所長等		
	総括等を置く出先機関を除く出先機関の主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	班長又は主幹	所長等		
	総括等を置く出先機関の主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	班長又は主幹	総括等		

注1 実施権者は、この表に定める区分によることが適當でないと認める場合は1次評価者及び2次評価者を別に定めることができるほか、合理的な理由がある場合には2次評価者を指定しないことができる。

注2 部長等とは、公室長、部長及び会計管理者並びに労働委員会事務局長をいう。

注3 統括監とは、沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号。以下「規則」という。）第249条に規定する秘書広報統括監、基地防災統括監、総務統括監、財政統括監、企画調整統括監、企画振興統括監、環境企画統括監、生活企画統括監、子ども福祉統括監、保健衛生統括監、農政企画統括監、農業振興統括監、農漁村基盤統括監、産業振興統括監、産業雇用統括監、観光政策統括監、文化スポーツ統括監、土木企画統括監、土木整備統括監及び建築都市統括監をいう。

注4 広報監等とは、規則第249条に規定する広報監、財政企画監、跡地利用推進監、福祉支援監、監査指導監、医師確保対策監、看護専門監、研究企画監、工事検査指導監、協同組合検査監、企業誘致対策監、観光施設推進監、空手振興監、事業管理監、建設業指導契約監、検査指導監、港湾開発監、設備事業監及び会計事務指導監をいう。

注5 所管課長とは、規則第2章第2節に規定する出先機関に関する事務を所掌している本庁の課の課長をいう。

注6 所長等とは、出先機関（総括等を置く出先機関を除く。）における規則第250条に規定する所長、場長、院長、校長及び館長並びに事務局長をいう。

注7 特定所長等とは、出先機関（総括等を置く出先機関に限る。）における規則第250条に規定する所

長、事務局長及び館長をいう。

注8 総括等とは、規則第250条に規定する出納管理総括、広域調査総括、税務総括、保健健康総括、生活環境総括、総務企画総括、作物環境総括、予察防除総括、大東漁港建設総括、業務総括、技術総括その他の課長級相当職をいう。

別表第2の1の項中「行うことができる」を「行う」に、

「	7 後輩の指導	後輩の指導を行う。	」を
---	---------	-----------	----

「	7 後輩の指導	後輩の指導を行う。	
主任	1 規律・責任	県民全体の奉仕者として、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守する。	に改め、同表
	2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築する。	
	3 知識・技術・技能、情報収集・活用	業務に必要な知識・技術・技能を習得するとともに、必要な情報を収集し活用する。	
	4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。	
	5 企画	上司の方針に基づいて、施策を企画・立案する。	
	6 説明・調整	担当する事業について適切な説明を行うとともに、関係者と調整を行う。	

の3の項中「することができる」を「する」に、「行うことができる」を「行う」に、「まとめていくことができる」を「まとめていく」に、「示すことができる」を「示す」に改め、同表の4の項中「することができる」を「する」に改め、同表の5の項中「することができる」を「する」に、

「	7 後輩の指導	後輩の指導を行う。	」を
---	---------	-----------	----

「	7 後輩の指導	後輩の指導を行う。	
主任	1 規律・責任	県民全体の奉仕者として、責任をもって業務に取り組むとともに、服務規律を遵守する。	に改める。
	2 協調性	上司・同僚等と良好な関係を構築する。	
	3 知識・技術・技能、情報収集・活用	業務に必要な知識・技術・技能を習得するとともに、必要な情報を収集し活用する。	
	4 理解力	上司や周囲の指示・指導を正しく理解する。	
	5 企画	上司の方針に基づいて、施策を企画・立案する。	
	6 関係者への説明・指導	関係者と円滑かつ適切なコミュニケーションをとり、分かりやすい説明・指導を行う。	

別表第2の2の1の項から7の項までの規定中「することができる」を「する」に、「行うことができる」を「行う」に改める。

別表第3中「評価項目（初任層の職員用）」を「特別評価の評価項目（初任層の職員用）」に、「倫理・規律性」を「倫理・規律」に改める。

別表第4中「評価項目（初任層の職員以外の職員用）」を「特別評価の評価項目（初任層の職員以外の職員用）」に、「倫理・規律性」を「倫理・規律」に改める。

別表第5の1の項の表環境部の部及び子ども生活福祉部の部中「総務班長」を「総務企画班長」に、「総務班主査」を「総務企画班主査」に改める。

第1号様式中

自己申告	1次評価者		2次評価者	
全体評語	総合所見	全体評語	総合所見	全体評語

1次評価者		2次評価者	
総合所見	全体評語	総合所見	全体評語

改める。

第2号様式中

自己申告	1次評価者		2次評価者	
全体評語	総合所見	全体評語	総合所見	全体評語

1次評価者		2次評価者	
総合所見	全体評語	総合所見	全体評語

改める。

第6号様式中「収集している」を「収集し活用している」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 事 項

平成28年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

沖縄県人事委員会
委員長 玉城健

沖縄県人事委員会規則第9号

平成28年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成26年沖縄県人事委員会規則第12号）附則第2項の規定に基づき、平成28年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成28年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例）

第2条 平成28年4月1日において、一般職員を沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第7条第3項の規定による昇給（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）第37条又は第38条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）とする。ただし、前年の昇給日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に初任給等規則第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された一般職員の昇給の号給数は、基準号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（人事委員会の定める一般職員にあっては、人事委員会の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

- (1) この項ただし書の規定による号給数が零となる一般職員
- (2) 次項第3号に掲げる一般職員で各任命権者が昇給させることが相当でないと認めるもの
- 2 一般職員の基準号給数は、初任給等規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
 - (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上（給与条例第7条第5項の規定の適用を受ける職員（以下この項において「昇給抑制年齢職員」という。）にあっては、1号給以上）
 - (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給（昇給抑制年齢職員にあっては、零）
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下（昇給抑制年齢職員にあっては、零）
- 3 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間における3月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 4 第1項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けている号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は初任給等規則第24条に規定する異動をした一般職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 5 第2項第1号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者が人事委員会と協議して定めるものとする。

（補則）

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

沖縄県人事委員会
委員長 玉城健

沖縄県人事委員会規則第10号

沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第18号を第19号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同項第11号中「研修及び勤務成績の評定」を「人事評価の実施及び研修」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(1) 退職管理に関すること。

第3条第2項第6号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第11号中「事務」の次に「（退職管理に関するものを除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

沖縄県人事委員会

委員長 玉城健

沖縄県人事委員会規則第11号**職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則**

職員からの苦情相談に関する規則（平成17年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4条第3項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

沖縄県人事委員会

委員長 玉城健

沖縄県人事委員会規則第12号**不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則**

不利益処分についての不服申立てに関する規則（平成27年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「判定」を「裁決」に改める。

第1条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第2条第1号中「不服申立て人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3号中「不服申立て人」を「審査請求人」に改める。

「第2章 不服申立て」を「第2章 審査請求」に改める。

第3条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て書」を「審査請求書」に改め、同条第2項及び第3項中「不服申立て書」を「審査請求書」に改め、同条第4項中「不服申立て人」を「審査請求人」に、「不服申立て書」を「審査請求書」に、「不服申立ての」を「審査請求書の」に、「不服申立て書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に改め、同条第5項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て書」を「審査請求書」に改める。

第4条の見出し中「不服申立て書」を「審査請求書」に改め、同条第1項及び第2項中「不服申立て書」を「審査請求書」に、「不服申立て人」を「審査請求人」に改める。

第5条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第1号中「不服申立て人」を「審査請求人」に改め、同項第2号及び第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第6条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て書」を「審査請求書」に、「不服申立て人」を「審査請求人」に改める。

第7条及び第8条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第9条第1項中「不服申立て人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て人」を「審査請求人」に、「不服申立て手続承継届」を「審査請求手続承継届」に改め、同条第3項中「不服申立て人」を「審査請求人」に改め、同条第5項中「不服申立て手續不承継届」を「審査請求手續

不承継届」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立取下書」を「審査請求取下書」に改め、同条第3項及び第4項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第11条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第12条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分並びに同項第1号及び第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第3号及び第4号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第5号及び第6号中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第14条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第15条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項及び第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第17条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第18条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第20条第1項中「委任するものとする」を「委任することができる」に改める。

第21条第1項及び第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第23条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項及び第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第25条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第50条第1項第1号及び同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第51条第2項第4号中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

「第8章 判定」を「第8章 裁決」に改める。

第55条の見出しを「（裁決及び裁決書）」に改め、同条第1項中「判定」を「裁決」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「判定を」を「裁決を」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）」を削り、「判定書」を「裁決書」に改め、同項第5号中「判定」を「裁決」に改め、同条第3項中「判定書」を「裁決書」に、「判定に」を「裁決に」に改める。

第57条（見出しを含む。）中「判定書」を「裁決書」に改める。

第58条第1項各号中「判定」を「裁決」に改め、同条第2項中「判定書」を「裁決書」に改める。

第59条第2項中「再審査請求書記載事項変更届」を「再審請求書記載事項変更届」に改める。

第64条中「判定」を「裁決」に改める。

第69条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第1号様式中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「署名押印」を「記名押印」に改める。

第2号様式中「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書の」を「審査請求書の」に、「署名押印」を「記名押印」に改める。

第3号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「署名押印」を「記名押印」に、「不明な文言」を「不要な文言」に改める。

第4号様式中「不服申立手続承継届」を「審査請求手続承継届」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第5号様式中「不服申立手続不承継届」を「審査請求手続不承継届」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第6号様式中「不服申立取下書」を「審査請求取下書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「署名押印」を「記名押印」に改める。

第7号様式中「署名押印」を「記名押印」に改める。

第8号様式及び第9号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に、「署名押印」を「記名押印」に改め

る。

第10号様式中「署名押印」を「記名押印」に改める。

第11号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第12号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「署名押印」を「記名押印」に改める。

第13号様式中「不服申立人」を「審査請求人」に、「署名押印」を「記名押印」に改める。

第14号様式及び第15号様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「署名押印」を「記名押印」に改める。

第16号様式から第22号様式まで及び第26号様式から第28号様式までの規定中「不服申立人」を「審査請求人」に、「署名押印」を「記名押印」に改める。

第29号様式中「裁決（決定）書」を「裁決書」に、「判定」を「裁決」に、「署名押印」を「記名押印」に改める。

第30号様式中「署名押印」を「記名押印」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行の日前に提起された審査の請求については、なお従前の例による。

沖縄県人事委員会告示第1号

職員の退職管理に関する実施規程を次のとおり定める。

平成28年3月25日

沖縄県人事委員会

委員長 玉城健

職員の退職管理に関する実施規程

(趣旨)

第1条 この告示は、職員の退職管理に関する規則（平成27年沖縄県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第8条から第10条までの規定に基づき、職員の退職管理に関し運用上必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示で使用する用語は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）及び規則で使用する用語の例による。

(公務の公平性の確保に支障が生じないと認められる継続的給付)

第3条 規則第8条に規定するその他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものは、日本放送協会による放送の役務の給付とする。

(承認申請書)

第4条 規則第9条に規定する再就職者による依頼等の承認申請書は、第1号様式によるものとする。

(依頼等届出書)

第5条 規則第10条に規定する再就職者による依頼等の届出の書面は、第2号様式によるものとする。

(任命権者の報告等)

第6条 任命権者が行う次の各号に掲げる行為については、それぞれ当該各号に定める事項及び参考となる事項を記載した書面により行うものとする。

(1) 法第38条の3の規定による規制違反行為の疑いに係る報告

ア 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

(ア) 職員が規制違反行為の疑いのある行為を行った場合 職員の氏名、所属及び職並びに規制違反行為の疑いのある行為の内容

(イ) 再就職者が規制違反行為の疑いのある行為を行った場合 再就職者の氏名、離職年月日、離職時の所属及び職、再就職者がその地位についている営利企業等の名称及び当該営利企業における地

位、働きかけを受けた役職員の氏名、働きかけを受けた役職員の所属及び職並びに規制違反行為の疑いのある行為の内容

- イ 規制違反行為があると思料するに至った理由及び経緯
- ウ 調査開始の予定時期

(2) 法第38条の4第1項の規定による調査を行おうとするときの通知

- ア 前号アに定める事項
- イ 調査開始の予定時期
- ウ 実施を予定している調査の概要

(3) 法第38条の4第3項の規定による調査結果の報告

- ア 第1号アに定める事項
- イ 調査を終了した日
- ウ 調査の経過の概要
- エ 調査の結果判明した事実
- オ 予定する措置等の内容
- カ 予定する再発防止対策の内容

2 前項の書面には、規制違反行為の疑いのある行為の存在に関する文書の写しその他の必要な資料を添付するものとする。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) () 氏 名	生年月日 (年齢) ㊞ 昭・平 年 月 日生 (歳)
勤務先（営利企業等）の名称	
勤務先における地位（役職等）	
連絡先 電話 (- - -) FAX (- - -)	
勤務先（営利企業等）の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日 年 月 日		離職時の職	
離 職 前 5	所属・職	在職期間	
		自 年 月 日	至 年 月 日

年間 (注) の在職状況等		自 年 月 日	
		自 年 月 日	
		自 年 月 日	
		自 年 月 日	
		自 年 月 日	

注 申請者が地方公務員法第38条の2第4項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

氏名（ふりがな）	（ ）
所属	職
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受けける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄

受理番号	
処理結果区分 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 年 月 日

第2号様式（第5条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年 月 日

沖縄県人事委員会委員長 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。
 この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) () 氏 名	印	生年月日 (年齢) 昭・平 年 月 日 生 (歳)
所属		職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) () 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位（役職等）

離職時の所属	離職時の職
--------	-------

3 要求又は依頼の内容

人事委員会記入欄

受理番号

沖縄県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局

沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月25日

沖縄県人事委員会
委員長 玉城健

沖縄県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

沖縄県人事委員会事務局処務規程（平成14年沖縄県人事委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1第30号中「第5条第1項」を「第4条第1項」に改め、同表第38号中「特定職員」を「職員」に改め、同表第49号中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「不服申立規則」を「審査請求規則」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同表第50号中「不服申立規則」を「審査請求規則」に改める。

別表第2総務課の項第14号中「報告、届出等」を「届出、報告等」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

① 地方公務員法の退職管理に係る届出、報告等の受理にすること。

別表第2職員課の項第8号中「特定職員」を「職員」に改め、同項第9号中「第4項」を「第5項」に改め、同項第15号中「不服申立規則」を「審査請求規則」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第16号及び第17号中「不服申立規則」を「審査請求規則」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

沖縄県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

沖縄県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月25日

沖縄県人事委員会
委員長 玉城健

沖縄県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令

沖縄県人事委員会事務局文書規程（平成14年沖縄県人事委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
--